

被災市町村が災害廃棄物処理を委託する場合における処理の再委託の特例について

平成 23 年 7 月

- 現行制度においては、市町村が一般廃棄物の処理を委託する場合、受託者が処理を再委託することは禁止されている。
- 一方、東日本大震災により、被災地においては膨大な量の災害廃棄物が発生しており、これらの災害廃棄物の処理は、平時に市町村により行われている日常生活に伴って生じたごみ、し尿等の処理とは全く異質のものとなっている。
また、被災地の市町村の中には、甚大な被害を受け、災害廃棄物の処理のための人員や体制を確保することができない市町村もある。
- このような状況を踏まえ、災害廃棄物の迅速な処理の推進のため、東日本大震災によって甚大な被害を受けた市町村_{※1}が災害廃棄物_{※2}の処理を委託する場合には、平成 26 年 3 月 31 日までの間に限り、一定の基準_{※3}の下で、受託者が処理を再委託することができる_{※4}こととする特例措置を設け、市町村の事務負担の軽減を図る。

(※1) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 2 条第 2 項に規定する「特定被災地方公共団体」。岩手県、宮城県、福島県等の 9 県の 148 市町村が指定されている。

(※2) 東日本大震災により特にその処理が必要となった一般廃棄物（地震や津波により倒壊した建物等の残骸等）。

(※3) 再委託をする場合、以下のような基準（再委託基準）を満たす必要がある。

- ① 再受託者が次のいずれにも該当すること。
 - イ) 再委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員、財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。
 - ロ) 欠格要件に該当しないこと。
- ハ) 自ら再委託を受ける業務を実施すること（再々委託は認めない）。
- ニ) 市町村と受託者との間の契約書に、再委託先として記載されていること。

(※4) 再委託を受けて一般廃棄物の処理を行う者（※3①イ～ニの基準に該当する者に限る。）については、受託者と同様、一般廃棄物処理業の許可を受けることを要しない。